

令和5年度 第1回 富山県環境審議会 野生生物専門部会 議事概要

1 日 時 令和5年10月5日（木）午前10時～11時30分

2 場 所 富山県民会館704号室

3 出席者 高橋部会長、遠藤委員、富永委員、鈴木特別委員、石黒専門員、黒田専門員、松田専門員、百瀬専門員、柳原専門員

4 議事及び主な意見

(1) 審議事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」

(部会長)

鳥獣保護区特別保護地区においてイノシシの有害鳥獣捕獲についてはどのような取扱いになるのか。

(事務局)

資料1-4の表のとおり、鳥獣保護区特別保護地区において、有害鳥獣捕獲は実施できることになっている。

(委員等)

資料1-3に鳥類等生息状況調査結果があるが、ニホンジカとニホンザルの生息状況はどうなっているのか。

(事務局)

令和3年度の調査では確認されていなかった。

(委員等)

この場所の周辺でニホンザルを見ることがある。

(事務局)

ニホンジカについては福岡町の山奥のほうで雌個体が捕獲されている。雄個体は繁殖期にかなり動くので、この辺りで出没情報があってもおかしくないと思う。ニホンザルについても、離れザルが群れを出て、かなり大きく移動することがあるので、出没の可能性はある。群れは確認されていない。

(委員等)

そうであれば、この地区では生息しているということか。

(事務局)

ニホンザルについては生息しているということではなく、一過性のもの。ニホンジカについてはおそらく徐々に侵入しつつある状況かと思う。今は雄個体が確認されているが、いずれ雌個体も確認されるだろうといった状況である。

(委員等)

同じ認識である。調査結果として記載されている6種類については、この場所で生息が確認されている動物ということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員等)

この調査の方法について教えてほしい。例えば、センサーカメラを設置していたのか、または人が目視して調査したのか。また調査の期間も教えてほしい。

(事務局)

二上山にポイントを定めてセンサーカメラを設置して行った。期間は、おおよそ春先から12月に入る前くらい。

(委員等)

センサーカメラは何台設置したか。

(事務局)

1台である。

(委員等)

調査の結果、複数の種類の鳥類が確認されている。鳥獣保護思想の普及啓発を図るものとして案内板があるが、これらの鳥類がどのようにこのエリアを利用しているのか、保護のために何が大切なのか、ということが県民にわかるような内容になっているのか。今後、予算の都合もあると思うが、「この場所はこういう場所なので重要だ」ということがわかるような案内板としてほしい。

(事務局)

案内板については毎年パトロール等で確認しており、ご意見のとおり、鳥獣保護思想の普及啓発となる内容か確認して、必要に応じて修正していきたい。

(部会長)

いくつか意見があったが、「もっといろいろ要るのではないか」という趣旨であり、特別保護地区の指定に対する反対というものではなくて、むしろ賛成と思慮される。

この特別保護地区の指定については、異議はないということによいか。

＜異議なし＞

それでは意見があったとおり、いわゆる愛護地区なので県民の普及啓発にいつそう努めていただきたい。

(2) 審議事項 「富山県イノシシ管理計画の改定について」

(委員等)

資料 2-2 で、狩猟免許取得者数の推移のグラフで「近年は横ばいで推移」と記載されているが、令和 4 年度は若干減っているように見える。この理由・要因について分析しているか。

(部会長)

これは新規の狩猟免許取得者ということか。

(事務局)

そのとおり。ご指摘のとおり令和 4 年度は若干減っているが、その要因はわかっていない。試験回数は従来どおり 3 回実施している。

(部会長)

資料 2-3 の計画案の 14 ページに狩猟者登録数の推移のグラフがあり、これを見ると令和 4 年度の登録者数が減っているということではない。新人が若干少ないということだろう。

(委員等)

資料 2-2 の 15 スライド目に「クラウドシステムによる情報共有ツールの利用拡大」とあるが、どのようなものか。

(事務局)

くくりわなや箱わなにマグネットのセンサーを付けており、イノシシなどの捕獲があった場合にはそのセンサーが作動して登録された関係者にメールで通知されるシステム。また、わなの場所などの情報も WEB サイトの地図で確認できるようになっている。

(委員等)

計画の中に簡単にそのようなことを書いてもらおうとよい。クラウドシステムというと、誰でも見られるようなイメージがあるが、そうではなく、限られた人間が見るといふことか。

(事務局)

捕獲従事者のグループというイメージ。資料 2-3 の 23 ページにこれについての記載している。「わなの遠隔操作及びクラウドシステムによる関係者の情報共有など」と記載している。もう少し具体的に、ということか。

(部会長)

個人の文章等をクラウドにアップする際と同様に、ID やパスワードが必要で、わなであれば従事者の仲間内で情報共有をするものと理解する。

(委員等)

このクラウドシステムは何年目か？

(事務局)

令和元年度からで 5 年目。設置するセンサーを徐々に増やしているところ。

(部会長)

場合によって、「クラウドシステムによる従事者間の情報共有」などに修正すればよいかもかもしれない。検討してほしい。

(委員等)

資料 2-3 の 21 ページに「②森林の整備・保全」の文章について、「棲み分けを図り」と記載したあとに「生物多様性の保全を図る」と記載されているが、あとに記載されている生物多様性の保全のほう、つまり生物を増やすほうに重点が置かれているイメージになる。順番を逆にして、「生物多様性の保全を図りながら、棲み分けをしっかりとやっていく」というイメージにした方が上手く伝わると感じた。

(部会長)

野生動物の生息・生育できる環境づくりや生物多様性の保全を図りつつも、野生動物との棲み分けはきちんと図る、ということか。こちらは森林政策課等とも協議があると思うので、後日案を示すという流れか。

(事務局)

そのとおり。

(委員等)

豚熱の経口ワクチンの記載があるが、これは養豚業者に対しての考えがあっただと思うが、イノシシを減らすという観点から見ると、ワクチンは撒かなくてはならないのか。豚熱が多く出ればイノシシの数は減ると思う。全国的に見ても、経口ワクチンで豚熱を抑えられているのか。

(事務局)

ご意見のとおり、富山県で令和2年度以降の捕獲数が減ったのは、豚熱の影響であり、生息密度が減ってわなに掛からなくなったといわれている。一方で、養豚業者への感染は産業であることから抑えなくてはならず、豚熱の感染拡大防止を優先しながら、イノシシをどう減らすか、という考え方で記載をしている。

(委員等)

イノシシがワクチンが入った美味しい餌を食べると、土を掘らなくても餌を確保でき、個体数がどんどん増えていくのではないかと恐れる人もいるということを知ったことがある。豚熱で増えるという逆の現象が起きていくのではないかと不安があるが、その観点ではどうか。

(部会長)

要するに餌付けになって増えていくのではないかと、ということか。

(委員等)

経口ワクチンを含んだ餌はそれほど多くは撒かれていないため、それによってイノシシが増えるということはないと思われる。意見であった、経口ワクチンの餌を撒かないでいくという考え方については、イノシシは元々日本にいた野生生物であり、これが絶滅してしまうことは、それはそれで問題があり、このまま豚熱が蔓延してどんどん減っていくというのは自然保護の観点から少し違うのではないかとと思われる。

また、もちろん養豚農家の気持ちを考えると、感染したイノシシが常に野外に歩き回っているというのはリスクが全然減らない状況であり、まずは豚熱の日本からの消滅、そこをまず目指すというのが1つの目標としてあるのではないかと思います。

(部会長)

そもそもこの経口ワクチンはどのくらい撒いているのか。

(事務局)

総数の資料は持ち合わせていないためわからないが、ワクチン散布は広範囲に散布しているわけではなく、県内の14市町にて、年2回に分けて散布しており、1回当たり2～3班体制で1班が同じエリアに10箇所穴を空けて散布している。

手つかずが多かった場合は、次年度に上流などに散布箇所を変えるなどしているが、毎年、大きく散布箇所は変えていない。

(部会長)

ワクチンの散布よりも捕獲を優先したほうがよいのではないかと意見であり、そのような意見も理解できるが、今回の計画は、計画案の2ページ目にある目的に記載されているとおり、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図ることが、重要項目として謳われているが、併せて豚熱の感染拡大防止というのも目的に入っており、個体数の削減だけの計画ではないということである。

捕獲して減らすのも豚熱の感染拡大防止につながるが、委員等の意見のとおり絶滅させるのは好ましくないというのが1つある。あともう1つは、第3期の計画目標で年間約9,000頭を捕獲するとしておきながらも、個体数が減らないのでどうするかということで今日議論している。おそらく捕獲だけでは豚熱の感染拡大防止はできず、経口ワクチンを撒かざるを得ないと理解すればいいと思うが事務局はどうか。

(事務局)

捕獲数が減ってくると、どうしても捕獲効率が悪くなっていくので、目標達成のためには、そういった豚熱対策を併せて実施していく必要があると思っている。

(委員等)

捕獲効率の高いわなを導入すると記載されているが、くくりわななどはクマが錯誤捕獲されたりすることも結構ある。捕獲効率の高いわなとは、どのようなものか。

(事務局)

くくりわなの一部を改良したものであり、わなにイノシシの足が入った時にワイヤーが素早く締まるように改良されたものである。これにより作動したわなから足が外れるというのを少なく、空はじきを少なくすることができる。

錯誤捕獲については、クマの足が掛かりにくいタイプのくくりわなを一部で使用しており、こういったものも検証しながら、使用を他の専門チームにも広げるなどして、錯誤捕獲を少なくしていきたいと考えている。

(部会長)

予算の制約などはないのか。

(事務局)

ワイヤーが早く締まるくくりわなは、比較的安価に確保できる。クマに足が掛かりにくいタイプのくくりわなは予算の都合があるのと、イノシシ自体も掛かりにくくなっていく可能性もあり、それも含めて検証しているところ。

(委員等)

資料2-2のスライドの17番「その他管理のために必要な事項」について、大学等学術機関と連携と記載されているが、現在どのような大学とどんな連携をしているか。

(事務局)

協定結んでの連携や委託などは、今現在はないが、計画の目標の中で連携を取組んで行きたいという表現になっている。

(部会長)

年間の捕獲数を7,500頭としているが、これについては意見はないか。

(委員等)

7,500頭の捕獲が実現可能かどうかというのは、正直言って分からないとしか言いようがない。その年の生息状況、気象状況、その他の要因がある。

それに関連してだが、先ほどのくくりわなについては、法律的に制約があり、ワイヤーが締め過ぎないようにストッパーを付けなさいということになっている。ただ、小さい個体だと、ストッパーがあるために足が抜けてしまって空はじき状態になるといったこともあり、小さい個体に関してはくくりわなは少し捕まえにくいと思っている。また、イノシシの捕獲用の檻を設置しているが、この檻のメッシュの大きさが少しでも大きいとウリ坊ぐらいだったら自由に出入りしてしまう。そこでちょっと小さめのメッシュで捕獲しようと努力もしている。それと設置できるわなの数がガイドラインで1人30基までとなっており限られている。

(部会長)

いろいろと制約があるということが良く分かった。

年間の捕獲数を7,500頭と設定することについて、資料にもあるとおり確かに困難であり、努力目標ということだろう。推定個体数が中央値で約1万頭となっており、仮に年間7,500頭を捕獲すると、単純計算すると残りは3,000頭くらいになり、繁殖もするが、次の年以降は7,500頭を捕獲し続けることはできない。そういう理解の上での計画か。

(事務局)

資料2-2の13スライド目のグラフのとおり、令和3年度末現在の推定個体数については、中央値では約1万頭だが、90%信頼限界の上限としては約18,000頭であり、そのぐらい生息している可能性もある。

この捕獲目標数の設定については、6月に開催した富山県野生鳥獣保護管理検討委員会にて、以前より推定個体数が少なくなった今のタイミングが重要であり、7,500頭以上を目標として最大の捕獲圧をかけていくべきというご意見をいただいた。

(部会長)

このグラフの見かたについて、年間7,500頭捕獲した場合、令和6年度にゼロになるということか。

(事務局)

中央値としてはゼロになる。ただ推定個体数にばらつきがあるため、90%信頼限界の値を見た場合、このグラフの1番上の折れ線の推移になるが、場合によってはこのような高い個体数の推移をとってしまう可能性がある。その場合でも令和10年度での個体数が2,600頭程度以下になるように捕獲数を設定したのが7,500頭ということになっている。

(部会長)

委員等の意見のとおり絶滅させないとすると、歯止め規定をつけなければならないと思うが、歯止め規定がないということは到達できないということが予想されているのか。

(事務局)

先ほどの検討委員会での意見で、過去には富山県にはイノシシはほぼいなかったことを考えると極限まで減っても問題は無いのではないかと、という意見は確かにあった。

2,600頭という個体数の目標は、農業被害が発生していない平成18年度の個体数であり、2,600頭を多少下回っても、極限まで減らしても富山県においては、おそらく生態系等に問題はないのではないのかという意見があったことは申し上げる。

(委員等)

12スライド目にある「電気柵の見回りや下草刈りの省力化につながる新技術」とはどのようなものか。

(事務局)

国交付金を活用し、県事業としてICT等新技術実証を県内4箇所にて行っており、電気柵に電圧監視システムを付けて、漏電などにより電気の通電が切れたらスマホに連絡がくることで見まわりの軽減を図ったり、草刈りはロボット除草機やモアをリースして試験的に通常の草刈り機との違いを実証している。県内にはあまり普及していないが、実証しながら市町村への普及を進めているところ。

(委員等)

1点目、平成18年当時は個体数が2,600頭程度いたということだが、それから一気に増えていって、8,000頭程度を捕獲した年もあったがそれでも個体数が1万頭程度いるという状況。ちょっと里山の方に行くと広い範囲で電気柵がつけられており、気の毒なくらい。2,600頭が良いのか悪いのか分からないが、イノシシが元々いなかったのなら、もうちょっと減らすのは問題ないのではないかと思う。農業被害が無いということが大事なので、捕獲目標数が途中で個体数によって縮小されるのもやむを得ないが、農家にとっては個体数2,600頭とってないで、もっと減らしてもらいたいという気持ちがあるのではないかと本当に思う。

また、自然観察で里山を歩くと、イノシシのヌタ場を見ると、近くにいるなと感じてぞっとすることがある。偶然会ってしまうと非常に怖い思いをするので、2,600頭と言わないで、もっと減ってもいいと個人的には思う。

2点目、先ほどジビエの話が出ていたが、ジビエになる数は非常に少ない。その他のものは埋設などされていると思うが、熊本県三角町ではジビエに使えなかったものを全部焼却して、それを肥料にするということをやっており、このような捕獲従事者の負担にならないような処理の仕方もあると思う。

3点目、新人の捕獲者が増えていくと思うが、研修の体制について聞きたい。素人が

わなや檻で失敗すると、イノシシは賢いためにそのわな等に近づかなくなる話をよく聞く。捕獲についてよく分かっている上級者と一緒に捕獲をする期間を少しでも長くして研修をしてあげると、効率がよい捕獲ができるのではないかと。

(事務局)

ハンターの研修については、これまでも富山県猟友会さんをお願いして研修会などを実施している。また指定管理鳥獣捕獲等事業の中で、若手とベテランハンターが1つのチームになって、OJT方式で捕獲事業を行っている。また、有害鳥獣駆除については、銃器を使用して捕獲等をする場合、銃器を使用した狩猟の経験が3年以上である者を要件としているなど、安全にも配慮している。担い手の育成については引き続き課題となっており今後も対応していきたい。

(委員等)

細かいことだが、現計画で「生息数」となっていた記載されていたところが、新計画案では「個体数」と記載されている。これはなぜか。

(事務局)

語句を統一し、基本的に「個体数」という表現にした。

(部会長)

以前、別の管理計画の改定時に同様の議論があり、居着いてないのであれば「生息」とは言わないという答えだったと記憶している。よって「個体数」と書いてある分には支障はないと思うが、一応、動物の専門家に確認してほしい。

いろいろ意見はあったが、個体数を減らさなければならない、捕獲を進めなければいけないという点では、皆さん見解は同じだと思うがよいか。

<異議なし>

それでは、いくつか修正が必要かもしれないポイントがあったので、事務局で検討し、修正があれば委員にフィードバックして、その後パブリックコメント等の手続きに進むということによいか。

<異議なし>